

船舶事故等調査報告書

平成22年1月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009長第119号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成21年9月16日 12時10分ごろ	
発生場所	熊本県芦北町 佐敷港計石西防波堤灯台から真方位095° 1,140m 付近（概位 北緯32° 17.98′ 東経130° 28.96′）	
事故等調査の経過	平成21年10月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 砂利採取運搬船 ^{しょうき} 正輝丸、198トン 船舶番号、船舶所有者等 128596、有限会社松崎海運	
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	左舷船尾船底外板が凹損、推進器翼が曲損及び欠損	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか2人が乗り組み、船首約2.6m、船尾約4.4mの喫水で、係留索を外し、船首及び船尾に投入した錨を同時に巻き揚げて佐敷港の岸壁から離岸中、平成21年9月16日12時10分ごろ、船尾の錨索が約8m巻き揚げたところで切断し、船体が流されて、左舷船尾船底が浅所に接触した。</p> <p>本船は、直ちに機関を停止して船内外を点検したが、浸水などの異常がなかったため、航海を続けた。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北、風力 3</p> <p>海象：潮汐 下げ潮末期</p>	
その他の事項	<p>船尾の錨索は、直径約40mmのポリエチレン繊維製であった。</p> <p>船長が、錨索を点検したのは、約6ヶ月前であった。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>あり</p> <p>本船は、船首及び船尾の錨を巻き揚げながら佐敷港の岸壁から離岸作業中、船尾の錨索が切断したため、風により船体が浅所に圧流されたものと考えられる。</p> <p>船長は、船尾の錨索の点検を適切に行っていなかったものと考えられる。</p> <p>船尾の錨索は、摩耗していた可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、佐敷港において、船首及び船尾の錨を巻き揚げながら離岸作業中、錨索の点検を適切に行っていなかったため、船尾の錨索が切断し、船体が風に圧流されて船底が浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>	